

●用途地域内の建物用途制限 (○は建ててもよいもの、×は建てられないもの)
各用途地域の中に建てられる建物の用途には下表のような制限があります。

Table with 8 columns: 用途地域 (用途地域), 第一種住居地域, 第二種住居地域, 住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域. Rows list various building types like 劇場, 待合, 倉庫, etc.

※体育館の場合は、上欄をお持ちください。

Table with 3 columns: 九月七日(木), 九月六日(水), 九月五日(火). Rows list 長崎小学校体育館, 豊島振興会館集会场, 清和小学校体育館.

人間尊重 生活優先の 地域地区改正・修正案 まとまる

今回の豊島区地域地区改正について、すでに五月十六日から各出張所単位で、豊島区地域地区改正審議会のもとに十一か所また区主催により各種団体・町会などそれぞれ十一か所、五月九日付審議会作成の素案(タタキ台)にもとづき説明会を開催したところ、区民のみならずから多くのご意見・ご要望などをお聞かせいただき、また各方面より、説明会を開催します。

—これだけは知っておきましょう—

●特別工業地区

建物の用途地域の外、特別工業地区によっても制限が附加されます。制限の内容は現在の「東京都特別工業地区建築条例」を改正して、現行の4種類の特別工業地区のうち、使用の可能性のない第1種及び第3種特別工業地区を廃止し、第4種特別工業地区を第1種特別工業地区に変更して2種類とする予定です。

●第1種特別工業地区

工業地域・工業専用地域内でも立地上、周辺

の生活環境に重大な影響を及ぼすおそれのある地区に指定し、特に有害な化学工場、動物質原料の加工工場、河川の汚濁、毒性物質の排出等の危険性の多い業種の工場は禁止されます。

●第2種特別工業地区

住居の混在率の高い準工業地域内に指定し、住生活の保護と中小工場の育成をはかることを目的とする地区であり、作業場の規模を制限するとともに騒動、騒音、悪臭、粉塵などの害しい工場は禁止されます。

●建ぺい率

建ぺい率とは、建物の建築面積(通常、いわゆる建て坪と同じ)の敷地面積に対する割合(普通%で表す)のことを言います。同じ敷地で建て坪が同じであれば階数に関係なく建ぺい率は同じです。

豊島区では商業地域及び近隣商業地域は、建ぺい率80%、その他の地域は建ぺい率60%になっています。

●容積率

容積率とは、建築物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合(普通%で表す)のことを言います。

たとえば敷地面積一坪に平屋の建築物を建築するとすれば、その容積率は100%、もし2階建てであれば、200%になります。

またもし敷地の半分を使って建築するのであれば、平屋は50%、2階建ては100%になります。

●防火地域、準防火地域

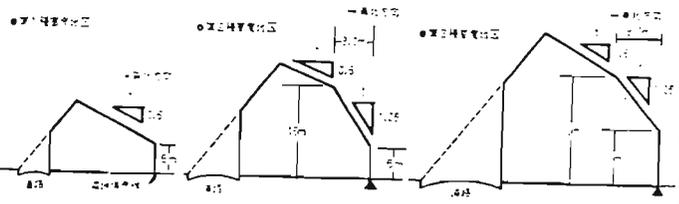
建物の不燃化を促進するための地域です。その地域内の建物の構造制限は表のとおりです。

<防火地域及び準防火地域内の構造制限>

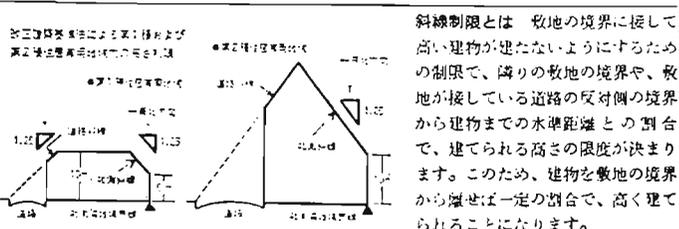
Table with 2 columns: 防火地域, 準防火地域. Rows list 階数, 延べ面積 (階数にかかわらず) for 耐火建築物 and 準耐火建築物.

●高度地区

以前から東京都では高度地区によって日照の保護に努めてきましたが、今回、規制の内容を次のように改めます。低層住宅地に指定する場合には冬至の太陽高度を考慮して制限をきつくし(第1種高度地区)、中層住宅地、及び商業地、工業地の一部に指定する場合には敷地に接して建てられる建物からの圧迫感をやわらげ、かつ冬至の太陽高度を考えたものとし(第2種及び第3種高度地区)。



●なお、新しい用途地域の第1種住居専用地域、第2種住居専用地域には図のような北側斜線制限、あるいは絶対高制限があり、日照を保護するようになっています。東京都ではそれより効果的なものとするために高度地区を重ねて指定します。



こくちばん・告知板

- ▽とき 9月20日(水)午後1時30分
▽ところ 区民センター音楽室
▽講師 三菱経済研究所長 町田一郎氏
▽対象者 区内中小企業経営者、経営幹部社員など
▽申込又は9月5日から電話などで経済課商工係(内線86・87)へ

こくちばん・告知板

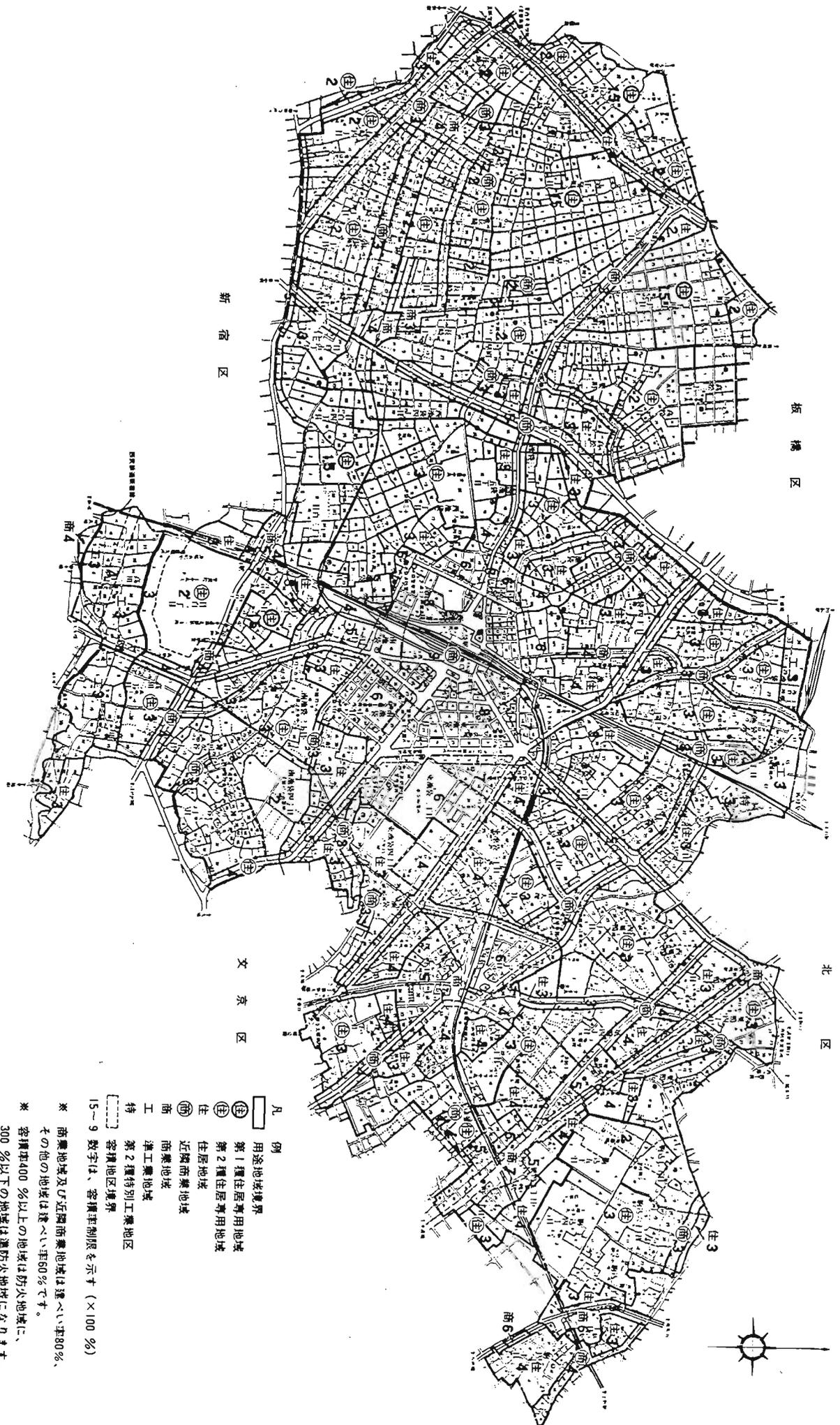
- ◆豊島の無形文化財と映画の集い
長崎神社の獅子舞に関する映画と実演の集いをつぎにより開きます。
9月5日(火)午後6時
区民センター五階
内容 城北シネクラブ副会長 牧野 武氏製作
出演 田島五郎氏指導による片木道弘氏グループ
くわしいことは文化係へ。
◆8ミリ映画教室
9月下旬10月上旬にかけて区民センターで開設。定員は50名で、先着順に受け付けます。申込又は9月5日午前9時から教材費(内を添えて文化係(内線87)へ)
◆南長崎児童館からのお知らせ
9月2日(土)午後2時30分から
9月2日(土)午後2時30分から
◆キャンプ思い出会
映画上映
9月16日(土)午後2時30分から
9月22日に開催した夏まつりバザーで集まった六五〇五円を社会福祉協議会に寄付しました。
◆夏期経済講演会
テーマ「これからの景況と中小企業経営」
9月20日(水)午後1時30分

催し ◆レコードコンサート

毎週水曜日午後6時から8時まで区民センター5階音楽室で。9月6日ビョーン・トラス・ショパン作品。他、13日南ヨーロッパの民謡を聴いて、20日モーリッツ・ホルツの音楽を聴いて、27日秋の夜のイージーリスニングコンサート、解説水田文夫氏。

豊島区地域地区改正・修正案(用途・容積)

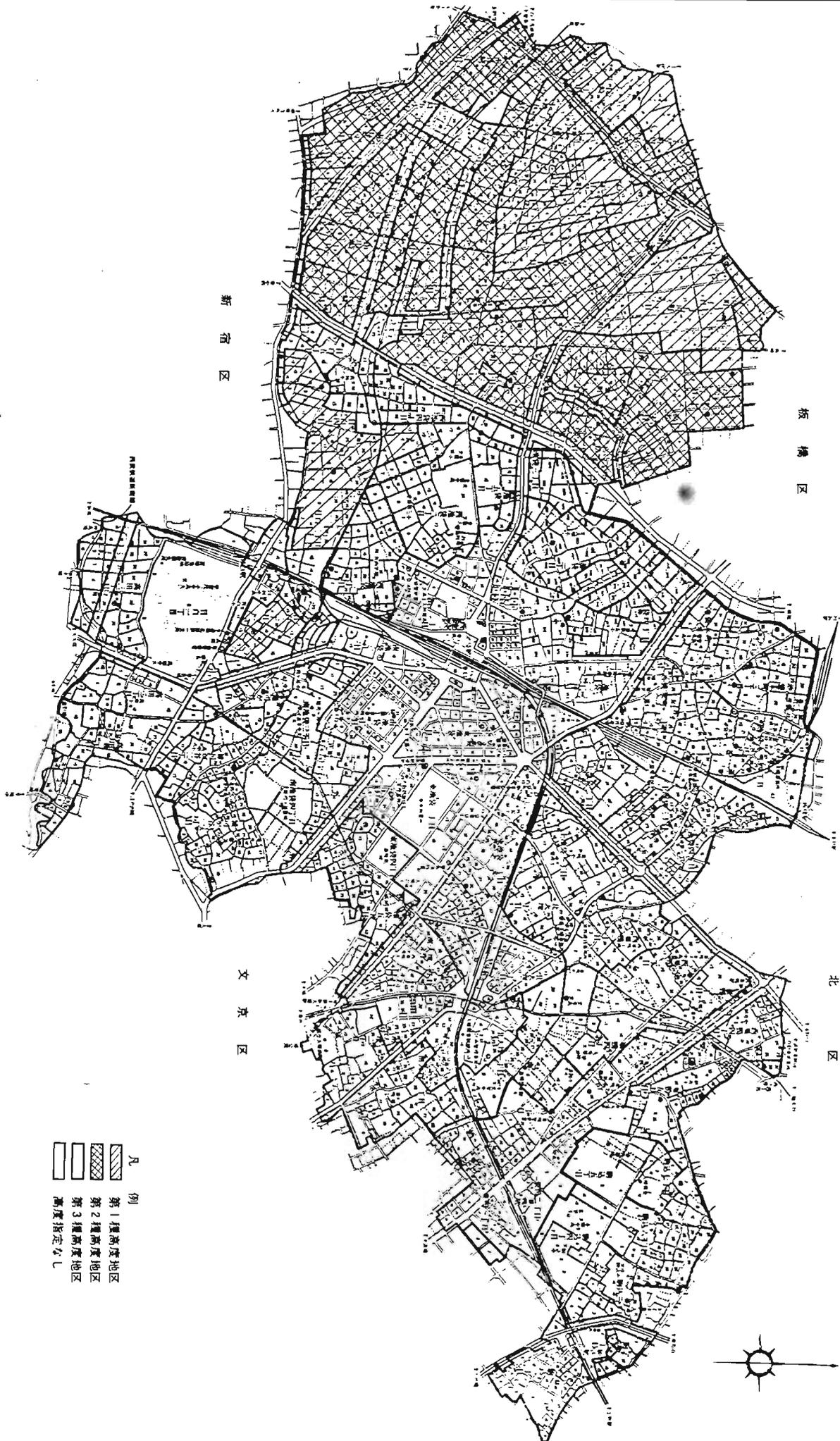
作成 昭和47年8月1日



- 凡 例
- 用途地域境界
 - ① 第1種住居専用地域
 - ② 第2種住居専用地域
 - ③ 住居地域
 - ④ 近隣商業地域
 - ⑤ 商業地域
 - ⑥ 準工業地域
 - ⑦ 工業地域
 - ⑧ 特別工業地域
 - ⑨ 容積地区境界
 - 15~9 数字は、容積率制限を示す (×100%)
- ※ 商業地域及び近隣商業地域は建ぺい率80%、
その他の地域は建ぺい率60%です。
※ 容積率400%以上の地域は防火地域に、
300%以下の地域は準防火地域になります。

豊島区地域地区改正・修正案(高度)

作成 昭和47年8月1日





開かれた区政へ
第一地区
遊歩道の建設について
西果嶺四丁目住民(男)

区では、昨年十一月第五地区での地域懇談会の実績を踏まえて、本年度も地域に反映させるため、区民と区長との地域懇談会を全地域にわたって、七月から十一月中旬までの予定で開催しています。

第一地区
遊歩道の建設について
西果嶺四丁目住民(男)
王子・早稲田間を歩いている都電は、やがて廃止されるであろうが、廃止された後は、この軌道敷を区で買上げ、緑豊かな遊歩道にしたい。このことは、地域住民の健康にもつながると思う。

第九地区
学校教育の格差是正について
千早町一丁目住民(男)
家庭・体育館・プールなどの学校施設、あるいは専科の先生・給食・学童保育などの職員数を、児童数・学級数との関係で見るとアンバランスがある。義務教育の主旨から、将来ある子供たちを導く時期でもあり、教育的に運営するためには、実際に訓練などに参加していただき、せっかくの消火器が路傍の石とならないよう、協力をお願いしたい。

地域地区の改正について
東果嶺一丁目住民(男)
東果嶺の周辺は非常に発展して、最近は大塚と比較してそんなによくはななく、むしろ池袋につく繁華街である。改正案には奇異な念をもつので、商業地域をもつと拡げてほしい。

地域地区の改正について
高松二丁目住民(男)
生活環境を整えることは非常にむずかしいと思う。今一番問題になっている若少年の健全育成との関連で、商業地域を一概に集中させるより、事情が許すならば分散した方が検討されると思う。

区長との懇談会、今後の日程

これから開催される地区は、つぎのとおりです。近所おさそい合せのうえ、お気軽にご来場くださるようご案内いたします。

- 第2地区 8月27日(日)午後1時30分～午後4時 池袋東厚生会館(東池袋2-55-6)
- 第11地区 9月5日(火)午後7時～午後9時 第11出張所(池袋本町1-12-5)
- 第6地区 9月14日(木)午後7時～午後9時 長崎厚生会館(長崎2-27-18)
- 第8地区 9月25日(月)午後7時～午後9時 千早図書館(千早町2-32)

なお、他の地区は10・11月に開催いたしますが、日時、場所は、次号でお知らせします。

区では、このたび千八本十の消火器を八十メートル間隔に一本の割合で地域に配備しているが、果嶺方面にはほとんど計画がない。また、この所で第九地区の懇談会がそれぞれ開かれた。消防署がどの程度役立つか受けるものである。したがって、もっと近い方々が参加され、熱心な話し合いが行なわれました。対話のあらまはつぎのとおりです。

第九地区
学校教育の格差是正について
千早町一丁目住民(男)
家庭・体育館・プールなどの学校施設、あるいは専科の先生・給食・学童保育などの職員数を、児童数・学級数との関係で見るとアンバランスがある。義務教育の主旨から、将来ある子供たちを導く時期でもあり、教育的に運営するためには、実際に訓練などに参加していただき、せっかくの消火器が路傍の石とならないよう、協力をお願いしたい。

地域地区の改正について
東果嶺一丁目住民(男)
東果嶺の周辺は非常に発展して、最近は大塚と比較してそんなによくはななく、むしろ池袋につく繁華街である。改正案には奇異な念をもつので、商業地域をもつと拡げてほしい。

地域地区の改正について
高松二丁目住民(男)
生活環境を整えることは非常にむずかしいと思う。今一番問題になっている若少年の健全育成との関連で、商業地域を一概に集中させるより、事情が許すならば分散した方が検討されると思う。

第九地区
学校教育の格差是正について
千早町一丁目住民(男)
家庭・体育館・プールなどの学校施設、あるいは専科の先生・給食・学童保育などの職員数を、児童数・学級数との関係で見るとアンバランスがある。義務教育の主旨から、将来ある子供たちを導く時期でもあり、教育的に運営するためには、実際に訓練などに参加していただき、せっかくの消火器が路傍の石とならないよう、協力をお願いしたい。

地域地区の改正について
高松二丁目住民(男)
生活環境を整えることは非常にむずかしいと思う。今一番問題になっている若少年の健全育成との関連で、商業地域を一概に集中させるより、事情が許すならば分散した方が検討されると思う。

9月15日 敬老の日

敬老の日
区では、老人クラブ連合会、社会福祉協議会と共催で六十歳以上のを対象に敬老大会を開きます。

敬老の日
区では、老人クラブ連合会、社会福祉協議会と共催で六十歳以上のを対象に敬老大会を開きます。

敬老の日
区では、老人クラブ連合会、社会福祉協議会と共催で六十歳以上のを対象に敬老大会を開きます。

敬老の日
区では、老人クラブ連合会、社会福祉協議会と共催で六十歳以上のを対象に敬老大会を開きます。

敬老の日
区では、老人クラブ連合会、社会福祉協議会と共催で六十歳以上のを対象に敬老大会を開きます。

はり、灸、マッサージ奉仕会場

Table with 3 columns: 会場 (Venue), 電話 (Phone), and 住所 (Address). Lists various community centers and their contact information.

はり、灸、マッサージ奉仕
はり、灸、マッサージ師会の十九年間の協力により、ことしも七十歳以上の方を対象に無料奉仕を行います。

はり、灸、マッサージ奉仕
はり、灸、マッサージ師会の十九年間の協力により、ことしも七十歳以上の方を対象に無料奉仕を行います。

くちばん

くちばん
申込先 新宿区下落合2-9-2 (6880) 350-0191

くちばん
申込先 新宿区下落合2-9-2 (6880) 350-0191

募集

募集
食飲の秋がやってきました。そこで、食品の表示としようかな保存法についてお話しを伺い、生活に役立てましょう。

募集
食飲の秋がやってきました。そこで、食品の表示としようかな保存法についてお話しを伺い、生活に役立てましょう。





目下の不自由な方から不自由な方へ

バスハイクのお知らせ

区では、さわやかな秋の一日を緑と花の香かおるいこのの広場を過ぎていただくこと、つぎのようにバスハイクを行ないます。費用は無料、お弁当、お菓子は区で用意します。

行く先は、グリーンセンター川口市立花木植物園

定員は、それぞれ一八〇名で先着順に受け付けます。

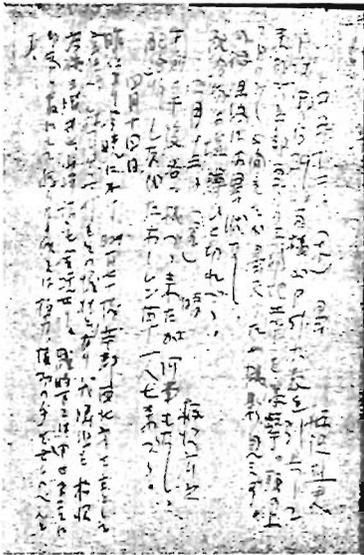
▽目の不自由な方を対象に。

○十月六日(金)

○対象は、区内にお住いの視覚

区史編纂室から

先月号で戦災の記録をお寄せくださるようお願いしましたところ柄沢越夫さん(雑司が谷二の八の二五)から、戦争中の隣組日誌があるとの連絡を受け、



障害者とその付添人(付添人は一名に限ります。)

○申込み締切 九月十六日まで

○参加していただく方には、九月二十六日までにはがきで通知します。

▽からだの不自由な方を対象に

○対象は区内に住んでいる肢体不自由な方とその付添人(付添人は一名に限ります。)

○申込みは九月二十五日までにはがきで。

○参加者には十月二日までにはがきで通知します。

○申込みには、住所・氏名・年齢・障害名と付添人の氏名と電話番号をお申し出ください。

○あて先 豊島区東池袋一の一八の一

お借りしましたので、ご紹介いたします。

この日誌は、昭和二十年二月十三日から四月十四日まで、ちょうど二か月間、隣組(十一班六十一組)の人たちが順番で書き進んだもので、敗色が濃くなり、連日の空襲におびえる当時の区民の生活状況が手にとれるよう

区役所福祉課福祉第二係 (内線312・313)

子宮がんの検診を受けましょう

豊島区では、発生率の高い子宮がんを予防するため、今年度から、満三十歳以上の婦人を対象として、子宮がん検診を行なうことになりました。ぜひ受診されるようおすすめてします。

①受付期間 九月一日から九月三十日まで

②申込方法 イ区役所保健衛生係の窓口へ またはハガキに住所・氏名・生年月日を記入のうえ官製ハガキで区役所へ

ロ豊島区医師会加入の産婦人科医に直接。

③実施期間 十月二日から十一月三十日まで

④実施医療機関

うにわかり、貴重な資料です。たとえば、当時の配給品や、当番の人の名前、警戒警報の状況、空襲のありさまが具体的に書かれており、とくに二月二十日からの記録には、「硫黄島に敵上陸の発表。いよいよ決戦は身近に迫るを感ず」とあったり

四月十四日には、ついに雑司が谷周辺の空襲をむかえる様子が記されています。戦時下の生活記録として、このようなものができたことは、区民から見た区史を編さんしていく上で有意義なものです。

なお、引き続き、いろいろな資料をお持ちの方、所蔵者をご存知の方がありましたら、区史編纂室まで一報ください。電話は 81-1111(内線312)です。



わたしは 都民のマスコット 10月1日は「都民の日」です。東京がもういちど温んだ空気ときれいな水と、ゆたかな緑にあふれたまちになるように、都民のみなさんぜんぶで考えましょう。 パッチ 1コ 30円 9月1日から区役所・出張所で

豊島区医師会加入の産婦人科 病・医院

⑤費用 無料

くわしくは保健衛生係(内線312)におたずねください。

//事業所統計調査//に ご協力ください。

きたる九月一日には全国いっせいに事業所統計調査が実施されます。調査員がすべての事業所を訪問し、名称、所在地、事業の種類、従業者の数などについておたずねします。この調査は、国のもつとも基本的な統計調査で、わが国の産業の見取図を作る重要な統計調査です。

ご協力くださるようお願いいたします。調査したことがらには、統計を作る目的だけに用いられ、税金など申告者の不利益になるようなことには使われることは絶対ありません。わからないことがありましたら総務課統計調査係までどうぞ。(内線219・41)

選挙人名簿の 定時登録・縦覧を 行ないます

1 登録される方

①昭和二十七年九月二日以前の出生で ②昭和四十七年六月一日以前に当区の住民基本台帳に記録され ③九月一日現在、当区に引き続き居住中の方(すでに

登録されている方は含まれません)

縦覧 九月十一日から九月十五日まで

場所 豊島区役所 三階 選挙管理委員会事務局

登録の有無の確認は、もよりの出張所(勤務時間中)でもできます。

電話でのお問い合わせは、選挙管理委員会事務局 81-1111(内線312)へ。

請求しましょう

老齢福祉年金を 請求しましょう

七十歳(二級障害のある方は六十五歳)になると老齢福祉年金を請求することができ、この年金の支給には一定の所得制限があります。ことしはこの制限も大幅に緩和されましたので、新たに年金を受けられると思われる方は、請求の手続きをしてください。

◆年金額 二七、六〇〇円

◆請求方法 (十月からは三九、六〇〇円) 年金を受けたいことができる方

つぎの1から4に該当する方 1 恩給、厚生年金などを受けている場合、その年額が、二七六〇〇円未満(十月からは六〇〇〇円未満)のとき。

2 戦争公債にもつづく扶助料等を受けている場合は準士官以下(十月から中尉以下)のとき。

3 本人の前年中の所得が、つぎの金額以下のとき。

扶養親数	所得額
0人	380,000円
1人	505,000円
2人	640,000円
3人	775,000円

4 配偶者や主たる扶養義務者の前年中の所得が、つぎの金額未満であるとき。

扶養親数	所得額
0人	1,403,625円
1人	1,598,625円
2人	1,733,625円
3人	1,868,625円

お申し込みは、国民年金課給付係(内線335)へ

お子さんの教育について

なやみことやご相談のある方は

お子さんのしつけ、家庭教育環境、性格、交友、学習などについてご相談のある方は、区教育総合研究室内の教育相談室をご利用ください。

◆対象

○区立小、中学校に在籍する児童、生徒およびその保護者

4 配偶者や主たる扶養義務者の前年中の所得が、つぎの金額未満であるとき。

扶養親数	所得額
0人	1,403,625円
1人	1,598,625円
2人	1,733,625円
3人	1,868,625円

お申し込みは、国民年金課給付係(内線335)へ

なやみことやご相談のある方は

お子さんのしつけ、家庭教育環境、性格、交友、学習などについてご相談のある方は、区教育総合研究室内の教育相談室をご利用ください。

◆対象

○区立小、中学校に在籍する児童、生徒およびその保護者

○在内在住の未就学児および高校生などとその保護者

◆相談日 月・金曜日午後一時～五時 土曜日午前十時～午後三時

◆申込み方法

○電話、手紙、来訪などで、直接教育相談室へ申し込む

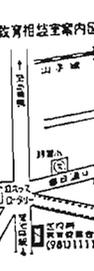
○区立小、中学校の担任の先生・校内教育相談員の先生を通して申し込む。

◆このことについてのお問い合わせ

電話は 81-1111(内線312)へ

せは、つぎへどうぞ。

○教育委員会指導室(内線415) 相談室 717-4100



豊島区教育総合研究室内教育相談室 717-4100

東池袋二の三十八の十

豊島区立結婚式場が 新しくなりました

新しい時代のご要望にこたえて、より多くのみなさんに利用していただけるよう、案内状から新婚旅行のお世話まで、全コースを二千万に抑えて手頃な経費であつせんしてあります。

十月、十一月も日によってはまだご利用できますので、早めにお申し込みください。電話は 81-1111(内線312)へ

豊島池袋保健所が移転

豊島池袋保健所は、改築のため、49年12月までの間は、仮庁舎で業務を行ないます。

所在地は、

東池袋一の二八の十五です。電話番号は81-1111(内線312)です。

池袋育英委員会では、つぎの要領で奨学生を募集しています。

資格 豊島区内に住居のある方

○人員 高校生・大学生各5名

○奨学金 月額 高校生 4千円

(大学の義務はありません。)

○応募用紙の交付締切 9月11日

○応募締切 9月16日

応募用紙の交付とお問い合わせは豊島区東池袋一の16の15 西武鉄道ビル 二階 池袋育英委員会事務局 81-1111(大代表)